第七十七条第一項中「施行地区内に」を「施行地区内の宅地（指定宅地を除く。）について」に改め、「土地」の下に「（指定宅地を除く。）」を加え、同条第三項中「宅地」の下に「（指定宅地を除く。）」を加え、同条第五項中「土地」の下に「（指定宅地を除く。）」を加え、「さらに」を「更に」に改め、同項ただし書中「第七十一条第一項」を「同条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（個別利用区内の宅地等）

第七十七条の二　権利変換計画においては、指定宅地の所有者又はその使用収益権を有する者に対しては、それぞれ個別利用区内の宅地又はその使用収益権が与えられるように定めなければならない。

2　個別利用区内の各宅地の地積は、第七十条の二第二項第三号に規定する面積以上でなければならない。

3　指定宅地の所有者に対して与えられる個別利用区内の宅地は、それらの者が所有する指定宅地の相互の位置関係、地積、環境、利用状況その他の事情と当該指定宅地に対応して与えられることとなる個別利用区内の宅地の相互の位置関係、地積、環境、利用状況その他の事情ができる限り照応し、かつ、その価額と従前の価額との間に著しい差額が生じないように定めなければならない。

4　権利変換計画においては、第一項の規定により与えられるように定められる宅地以外の個別利用区内の宅地は、施行者に帰属するように定めなければならない。

5　指定宅地の使用収益権を有する者に対して与えられる個別利用区内の宅地の使用収益権は、従前の使用収益権の目的である指定宅地の所有者に対して与えられることとなる個別利用区内の宅地の上に存するものとして定めなければならない。

第七十八条第一項中「若しくはその宅地に存する」を「（指定宅地を除く。）若しくはその」に改め、「土地」の下に「（指定宅地を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　指定宅地又はその使用収益権について担保権等の登記に係る権利が存するときは、権利変換計画においては、当該担保権等の登記に係る権利は、その権利の目的たる指定宅地又はその使用収益権に対応して与えられるものとして定められた個別利用区内の宅地又はその使用収益権の上に存するものとして定めなければならない。

第七十九条第三項中「前二条」を「第七十七条並びに前条第一項及び第二項」に改める。

第八十条第一項中「第十一号又は第十二号」を「第八号、第十六号又は第十七号」に、「第五項（同条第六項」を「第四項（同条第五項」に改める。

第八十一条の見出し中「施設建築敷地」の下に「及び個別利用区内の宅地等」を加え、同条中「又は第十号」を「、第十四号又は第十五号」に改める。

第八十五条第一項中「第十一号又は第十二号」を「第八号、第十六号又は第十七号」に改め、同条第四項中「又は施設建築物の一部等」を「、施設建築物の一部等又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権」に改める。

第八十七条第二項中「土地」の下に「（指定宅地を除く。）」を加え、同項ただし書中「他に」を「施行地区外に」に改める。

第八十八条第一項ただし書中「第百条の」を「第百条第二項の規定による」に改め、同条第三項中「により」の下に「宅地（指定宅地を除く。）に」を加え、同条第五項中「施行地区内の」の下に「土地（指定宅地を除く。）に存する」を加え、「さらに」を「更に」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八十八条の二　指定宅地の使用収益権は、権利変換期日以後は、権利変換計画の定めるところに従い、個別利用区内の宅地の上に存するものとする。

第八十九条中「、借地権又は」を「（指定宅地を除く。）若しくはその借地権又は施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権原に基づき所有される」に改め、同条に次の一項を加える。

2　指定宅地又はその使用収益権について存する担保権等の登記に係る権利は、権利変換期日以後は、権利変換計画の定めるところに従い、個別利用区内の宅地又はその使用収益権の上に存するものとする。

第九十一条第一項中「宅地若しくは」を「宅地（指定宅地を除く。）若しくはこれに存する」に改める。

第九十五条中「次条第一項」を「第九十六条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（個別利用区内の宅地の使用収益の停止）

第九十五条の二　権利変換期日以後個別利用区内の宅地又はその使用収益権を取得した者は、第百条第一項の規定による公告があるまでは、当該宅地について使用し、又は収益することができない。ただし、前条の規定により当該宅地の占有を継続することができる場合は、この限りでない。

第九十六条第一項中「にある」を「に存する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第九十五条の規定により従前指定宅地であった土地を占有している者又は当該土地に存する物件を占有している者に対しては、第百条第一項の規定による通知をするまでは、土地の明渡しを求めることができない。

第九十六条第三項中「あった土地」の下に「（従前指定宅地であった土地を除く。）」を加え、「ある」を「存する」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前条」を「第九十五条」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の規定による明渡しの請求があった土地（従前指定宅地であった土地に限る。）又は当該土地に存する物件を占有している者は、明渡しの期限までに、施行者に土地を引き渡し、又は物件を移転し、若しくは除却しなければならない。ただし、次条第三項の規定による支払がないときは、この限りでない。

第九十九条の二第三項中「において定めるところにより」を「の定めるところに従い、」に、「及び第百十条第二項」を「、第百十条第三項及び第百十条の二第四項」に改める。

第百条の見出し中「建築工事」を「工事」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行者は、個別利用区内の宅地の整備及びこれに関連する公共施設の整備に係る工事が完了したときは、速やかに、その旨を、公告するとともに、第八十七条第一項又は第八十八条の二の規定により当該宅地又はその使用収益権を取得した者に通知しなければならない。

第百二条第二項中「第百条の」を「第百条第二項の規定による」に改め、「の各号」を削る。

第百三条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に、「、その共有持分若しくは施設建築物の一部等」を「若しくはその共有持分、施設建築物の一部等若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権」に改める。

第百四条第一項中「又は施設建築物の一部等」を「、施設建築物の一部等又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権」に、「借地権」を「使用収益権」に改める。

第百五条第一項中「借地権」を「使用収益権」に、「すべて」を「全て」に改める。

第百八条第一項中「施設建築物の一部等」の下に「又は個別利用区内の宅地」を加え、同条第二項中「又は施設建築物の一部等」を「、施設建築物の一部等又は個別利用区内の宅地」に改める。

第三章第二節第五款の二の款名中「道路」を「道路等」に改める。

第百九条の二に見出しとして「（施設建築敷地内の道路に関する特例）」を付する。

第三章第二節第五款の二中第百九条の二の次に次の一条を加える。

（施設建築敷地内の都市高速鉄道に関する特例）

第百九条の三　都市計画施設の区域をその施行地区に含む第一種市街地再開発事業のうち施設建築敷地を立体的に利用する必要があるものとして政令で定めるものについては、事業計画において、施設建築敷地の上の空間又は地下（いずれも政令で定める範囲内に位置するものに限る。）に都市高速鉄道が存するように定めることができる。

2　前項の規定により事業計画において施設建築敷地の上の空間又は地下に都市高速鉄道が存するように定めた場合においては、権利変換計画は、第七十五条第一項の規定にかかわらず、一個の施設建築物の敷地のうちその上の空間又は地下に都市高速鉄道が存することとなる部分（以下この項において「一個の施設建築物の敷地の都市高速鉄道部分」という。）については、それ以外の部分と別の筆の土地となるものとして定めなければならない。この場合において、当該一個の施設建築物の敷地の都市高速鉄道部分は、特別の事情がない限り、一筆の土地となるものとして定めなければならない。